

## 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対し提出された意見 及び総務省の考え方

意 見	総務省の考え方
<p>電波法関係審査基準の一部を改正する本訓令案は、CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化が実現でき、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムの導入に資する内容であると考えられ、賛同いたします。 【社団法人電波産業会】</p>	<p>本訓令案に対する賛成意見として承ります。</p>
<p>CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案につきまして、賛成いたします。 【KDDI株式会社】</p>	<p>本訓令案に対する賛成意見として承ります。</p>